

措置状況一覧表

平成21年度包括外部監査結果：県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行について

項目	指摘及び意見	講じた措置
組織及び事務分掌に関する意見	事務処理の効率化，責任の所在の明確化，手続の適正化などの観点から，課や室の統合を含め，事務処理の一元化を図る方向で，事務分掌を見直すべきである。	平成22年度組織改正において，「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。
一者随意契約の例とその問題点	「・・・設計その2業務」は当初設計契約の内容に含ませて全体として一般競争入札により価格競争が行われるようにするのが望ましい。仮にそれが困難であるとしても，単純な一者随意契約ではなく，例えば設計契約締結の際に「・・・設計その2業務」の金額について具体的な基準を提示して確認するなどして，「・・・設計その2業務」が経済合理性を損なわない額で契約できるような方策を講じるべきである。	競争性確保のため，平成23年度以降に契約する設計委託業務により設計された工事から，設計意図伝達業務の予定価格を算定する際に，設計業務入札時の請負率を設計額に乗ずることで，設計時の競争性を随意契約に反映させていくこととします。 なお，平成22年度以前に設計委託を発注済みのものについては，従前の通りの扱いとさせていただきます。
	自家用電気工作物保守管理業務は入札等価格競争を経た手続によって契約締結すべきであり，少なくとも一者随意契約としてきた取り扱いについて，本当にそれが適切妥当であるかについて，きちんとした見直しを行う必要がある。	県立学校の自家用電気工作物保守管理業務について，平成23年度，最も競争性が働くと考えられる徳島市内の2校において，試験的に一般競争入札を実施し，全県的な契約方法のあり方を含めた問題点の検討に着手した。
	そもそも当初開発業務の委託時にこれら問題点を十分に検討していたのかに疑問がある。このような事後に必ず保守管理が必要となる業務については，それに要する費用や契約のあり方を十分に検討した上で，委託契約を締結する必要がある。具体的には，開発業者以外の業者が保守管理できないというようなシステムを安易に採用したことには大きな問題があったというべきである。今後開発する情報システムについては，オープンソース化する等により開発業者以外の業者も保守管理業務に参入できるようにすべきである。また，すでに開発してしまっているシステムについても，別の業者にて保守管理することが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても，今後は，保守管理業務の具体的な内容から見て，適切妥当と思われる金額にて契約できるような何らかの方策を講じるべきである。	平成22年度の機器更新に併せて，5年間の保守管理経費を含めた全体経費を対象とする一般競争入札を行う。 平成20年度に，教育情報ネットワークの主要システムの改修を実施しオープンソース化を行った。 今年度，開発業者と保守管理契約を締結したものについては，ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど，適正な事務手続きを行った。
	各学校の実情に応じて必要となる具体的な警備内容を精査し，必要な警備内容に応じた契約金額を厳密に検討し，交渉するなどして，合理的な警備業務の委託契約を締結すべきである。	学校の警備業務については，今年度，地域性や学校規模から抽出した6校において，モデル的に一般競争入札（長期継続契約）により業務を発注し，本格導入に向けた問題点の検討に着手した。
	一者随意契約が経済合理性の追求という視点に欠ける調達方法であることは繰り返し述べてきたとおりである。一者随意契約の合理性について，一見もっともであるかのような理由があっても，入札や相見	契約事務の適正執行について，通知文書を送付するとともに，会議等において周知徹底を図った。

	積もりがおよそ不可能であるという業務は基本的に存在しない。これまで一者随意契約にて調達してきたすべての契約について、改めて何らかの形で価格競争を実施する方向を模索すべきである。	
相見積もりの例とその問題点	相見積もりの目的が経済合理性の追求にあるということを十分に意識し、例えばもっと多くの業者に見積依頼をすとか、積極的に見積依頼の業者を変更するなどの方針を取り、実のある価格競争を実施すべきである。	契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。
	これらの契約の内容を細分化した本当の目的は、細分化することによって予定価格を下げ、入札やその他手続を要するような対象の契約となることの回避と思われ、この取り扱い是不適切であるといわざるを得ない。今後は価格競争によって経済合理性を追求するという意識を持つべきである。	工事、委託業務等の内容や工期などを勘案し、一括発注の方が合理的と思われるものについては、一括して契約するよう各学校に周知した。
	相見積もりという手続の目的が何であるかを十分に意識し、今後は価格競争によって経済合理性を追求するという明確な意図のもとに行われるべきである。	契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。
一般競争入札参加者が少ない例とその問題点	形式的には入札が実施されているものの、入札参加者が極めて少ない例があり、その場合には、実質的な価格競争がなされたとはいえない。入札を実施する場合には、その参加者数をできるだけ多く確保することを念頭に、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。	徳島県ホームページにより入札の実施について公告したところであるが、全庁的な問題であるため、問題を提起していきたい。
	少なくとも県のホームページについては、入札情報を安易に検索できるシステムに変更できないか、検討すべきであろう。	県ホームページの「入札・調達・売却・契約」属性のページにおいて、より分かりやすく入札情報を閲覧することができるよう、各情報の掲載方法やタイトルの表示方法について改善した。
指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点	指名競争入札を実施する場合には、そもそも指名者数が少ないと実質的な価格競争がなされない結果となってしまう。入札が価格競争によって経済合理性を追求する手段であるとの意識を明確に持ち、指名競争入札による場合には、できるだけ多くの指名者数を確保すべきである。	庁舎管理業務及び清掃管理業務について、指名競争入札における指名者数を、前年度の6者から8者に増やした。 契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。
授業料に関する指摘・意見	法的な効果や既存の規定の趣旨を十分検討せず、これらを見做した安易な運用がなされている傾向がある。 例えば、授業料の納付義務者について、法的な意味での義務の負担が不明確となっていることや、授業料の減免手続で既存の規定を没却するような手続が行われていること、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。 授業料は、歳入に関する事項であり、金銭債権の存否に関わる事項でもあるから、法的な意味や法的根拠などをきちんと検討した上で取り扱う必要がある。上記取り扱いについては、それぞれ今一度根拠を伴う取り扱いであるか、確認する必要がある。	平成22年度から原則として公立高等学校の授業料は不徴収とされ、法規の改正による授業料の納付義務者の明確化に関する実益性は弱くなっている。授業料に関する保護者の法的な義務については、類似事例をもとに保証債務であるとの整理を行った。 また、授業料の減免手続に関しては、各年度の2回目以降の決定に当たっても減免審査委員会を開催することとしたとともに、未収金となっている授業料の不納欠損処分の手続きについては、該当する生徒の各月の未収授業料の処理を、時効が完成した年度毎に行うこととしたことなど、授業料に関する手続きにおける不備がないよう適切に処理した。

	<p>事務分掌が必ずしも適切とはいいがたく、それ故に問題が生じているのではないかと思われる点が見受けられる。 例えば、授業料の徴収手続・未収金の回収に対する対応、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。 このような問題も意識して、適切な事務分掌を検討すべきである。</p>	<p>平成22年度組織改正において、「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。</p>
<p>奨学金に関する指摘</p>	<p>少なくともその返還状況を漏れなく把握できるよう、検索可能な管理をすべきであり、それによって適切な時効中断、延滞利息の処理を行うことは必要である。また、保証人に対する保証債務の履行請求をきちんと行うことも必要である。 これらの処理等をきちんと行った上で、なお回収困難である場合には、適切な手続を経て不納欠損処分とすべきである。</p>	<p>奨学金の返還に関しては、「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき処理しているが、平成22年度において、効率的かつ適正な債権管理を行うため、徳島県奨学金システムを改修し、債権管理機能を強化した。 また、時効、延滞利息及び不納欠損処分に関する考え方や対応等についてあらためて整理し、こうした内容を平成23年2月に改訂した「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に盛り込むなど、返還に関する手続きを整備して、時効中断、延滞利息等の処理をより適切に行うこととした。 なお、こうしたマニュアルの改訂により、保証債務の履行請求についてもより適切に行うこととしたとともに、回収困難である場合で、所定の要件を満たす場合には不納欠損処分を行うこととした。</p>
<p>未利用財産に関する指摘・意見</p>	<p>未利用財産については、速やかな処分を真剣に検討すべきである。 特に、財産的価値が高いと思われる旧情報処理教育センター、未利用期間が著しく長期化している勝浦高等学校実習地、城西高等学校佐古山演習林、未利用数が多く、未利用期間も長期化している傾向にある校長公舎・職員公舎などは具体的な処分方針を改めて検討し直すべきである。また、旧山川少年自然の家については、少なくとも従前以上の真剣な検討を行うべきである。 そして、具体的な処分方法について、従前の方法にとらわれることなく、あらゆる方法を検討すべきである。例えば、校長公舎・職員公舎については、入札と所管換以外の方法による処分の可能性も、具体的に検討すべきである。</p> <p>不動産等の維持管理費や廃棄に要する費用が大きくなる可能性のある財産について、県が一定の権利関係を結ぶ場合には、将来未利用となり処分しなければならなくなった場合の対応を十分に検討し、必要な合意を交わしておくべきである。</p>	<p>校長公舎・職員公舎については、平成21年度末から平成22年度末までに所管換え3件と所属替え1件、先着順随意契約での売却2件及びYAHOO官公庁オークションでの売却1件の合計7件の財産を処分したところであり、応札者がなかった校長公舎等6件については、現在、県ホームページにて先着順随意契約での売り払いの申し込みを受け付けているところである。平成23年度においても、引き続き一般競争入札等を実施する予定であるが、処分方針について、平成18年12月に策定した「教職員公舎の再編整備基本方針」の見直しを行う予定としており、処分すべき未利用財産を再度仕分けするため、条件等について現在作業を進めているところである。 その他未利用地の活用・処分については、公有財産活用推進会議や公有財産リフレッシュ会議において審議・検討し、年次計画により、引き続き、一般競争入札による売却を進めていく予定である。 公有財産の売却については、売り払い方法や金額等について、地方自治法等の制約があるため、先着順での希望者への随意契約や、インターネットを使ったオークション、不動産業者への媒介委託等、法律の範囲内での様々な手法を取り入れて実施しているところであり、今後も新たな売却方法を検討していく。</p> <p>今後、不動産等について一定の権利関係を結ぶ際には、将来利用しなくなった場合のことを想定し、十分に検討を行ったうえ実施する。</p>
<p>物品の寄附、管理</p>	<p>学校で使用されている物品について、使用者が一部に限られる、あるいは維持管理に費用を要する等の理由で寄附を受けず、その所有をあいまいにした状態で使用すべきではない。教育委員会は指針を示す</p>	<p>寄附を受ける場合には、後年度においての維持補修費等財政的負担を伴うことが予想される場合は、財政面についても十分な検討を加え、その受理を決定するものとしており、「(県立学校への寄附に対する基本方針) 昭</p>

	などして、適切な寄附受付及び寄附後の物品管理を行うよう各学校に指導すべきである。	和55.3.31付教総第295号) 今後ともこの方針で対応するものとする。
エアコンの設置	エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。	県立高校の普通科教室棟へのエアコン設置については、限られた財源の中で、整備の優先順位や後年度の維持管理費用等を考慮すると、公費による整備は現状では困難な状況にある。こうしたことから、平成16年度に「県立学校の管理運営への民間活力の導入指針」を定め、エアコンの設置及び運営について民間活力の導入を図り、その経費を保護者等の負担で行っている。
自動販売機の設置、収入の扱い	自動販売機は県有の土地建物上に設置されるものである以上その収入は県に帰属すべきである。したがって、県が業者と直接契約し収入は県に帰属するように改め、学校運営に必要な経費については県費から支出するようにすべきである。	教育財産についても自動販売機設置に際して貸付が行えるよう「徳島県教育財産管理規則」の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。県立学校内の自動販売機設置については、一般競争入札により業者を選定し、貸付を行う方向で検討中である。
P T A会費その他学校関連会費の管理	学校関連会費は、現実にはすべての県立学校に共通して存在するものであり、その総額は相当な金額となる。このような状況、教育委員会が学校現場を具体的に理解する必要性やその他すでに述べた問題点に鑑みれば、教育委員会において一元的に学校関連会費の内容や状況を把握し、これを管理する取り扱い指針の作成を検討すべきである。 少なくとも、生徒及びその保護者に対して具体的な報告すらなされていないという現状は、直ちに改善する必要がある。	P T A会費等保護者からの徴収金については、「事務処理の透明性の確保」及び「保護者への説明責任」を柱に、統一的な取扱基準の策定のため、「県立学校事務改善検討ワーキンググループ」での議論を経て、平成24年3月に「県立学校における県費外会計事務取扱要領」の策定を行い、各県立学校に通知した。
学校再編	教職員は多忙であるといわれていることから、通常業務の分掌や繁閑に配慮したスケジュールなど、対象校の教職員に配慮しながら学校再編を進める必要がある。	従来から、職員の通常業務の分掌や繁閑に配慮したスケジュールに努めてきたところであるが、再編業務にかかわる教職員の一層の負担軽減の検討資料として活用するため、徳島科学技術高校の再編に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。
	学校統合等、再編に要する事務処理や費用は莫大である。今後とも各学校の再編が予定されているところ、すでになされた再編についてはぜひとも実のある検証を実施し、そのノウハウも今後の再編手続に生かしていくべきである。	再編統合する際には、対象校の教職員及び当課の職員で組織する開校準備委員会を設置して、具体的な作業スケジュールや課題などを定期的に協議検討した上で個々の作業を進めており、過去の再編におけるノウハウも構築できていると認識しているが、より効率的な再編手続に向けた検討資料として活用するため、徳島科学技術高校の再編業務に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。
施設の利用状況	今後は施設の有効利用という視点を持ち、利用状況をきちんと記録することはもちろん、具体的な利用の方法を再検討し、また一般への貸し出しをもっと広報するなどしてその利用を促進するべきだと思われる。	施設の有効利用という視点に立ち、一般貸出以外の施設について、利用状況を記録することはもとより、利用実績を踏まえ、教材研究、研修等の利用頻度を高めるなど、利用促進に努める。 一般貸出施設については、総合教育センターや県庁のホームページによる広報を強化するなど、利用の促進に努める。
相見積もりの手続	年度初めから締結されていることが必要な契約であれば、前年度から準備を進めることは避けられないし、現実に準備しているのであるから、書類上も正しい日付を記載すべきである。	平成22年4月1日に締結する契約については、平成22年3月下旬から見積依頼等契約締結に向けた準備を行い、書面上の日付も実際の処理日とした。

(財)埋蔵文化財センターに関する指摘・意見	(財)埋文センターについては、多額の県費が支出されているという事情に鑑みても、指定管理業務での経費処理や委託業務での変更契約手続において、より客観的で合理性のある処理を行うべきである。	職員の人件費については、日報に記録された来館者への対応時間等から業務量を算出し、これをもとに給与の案分比率を決定するなど、合理性のある処理を行う。 事務用品等の経費執行については、従来も帳簿上明確に区分し購入しているが、なお一層厳正に管理する。 委託業務での変更契約手続については、契約変更のための見積依頼を行う際に、客観性がある変更理由や詳細な数値の提示を求める。
職員構成	指摘・意見の内容が将来的な課題であることから、再度の回答の内容自体はもっともなものと思われるが、措置の内容では、個別具体的な対応に着手しているかの誤解を与えるおそれがあり、公表する措置の内容としては不適切と思われる。	指摘いただいた給与体系の再構築については、全庁的な課題であるため、全庁的な検討を進める中で、文化の森の在り方についても検討していきたい。
警備業務	指摘・意見の趣旨に沿ったかたちで、早急に指名業者選定基準の変更を行う必要がある。	平成22年度の指名業者選定基準を、「従業員80名を超える業者」から「従業員70名を超える業者」に変更した。
	一般競争入札の導入あるいは指名業者の増加により実質的な競争を確保する形での措置を講じる必要がある。	平成22年度の指名業者数を前年の5社から13社に増やし、競争性を確保した。
	従業員100名を超えるという基準は見直すべきである。	平成22年度の指名業者選定において、「従業員100名を超える業者」という基準を、「従業員70名を超える業者」に見直した。
	十分な競争の確保のためには一般競争入札とするかあるいは指名業者の増加が必要である。	平成22年度の指名業者選定において、指名業者を前年の5社から13社に増やし、競争性を確保した。
設備運転管理業務	十分な競争を確保するためには、一般競争入札の導入か、あるいは少なくとも協同組合員以外の指名業者を入れ、かつ、指名基準の見直しをする必要がある。	平成22年度の指名業者選定において、「従業員100名を超える業者」という基準を、「従業員70名を超える業者」に変更し、指名業者数を前年の4社から10社に増やすとともに、協同組合の組合員業者以外にも指名することにより、競争性を確保した。
総合清掃管理業務	十分な競争を確保するためには、一般競争入札の導入か、あるいは少なくとも協同組合員以外の指名業者を入れ、かつ、指名基準の見直しをする必要がある。	平成22年度の指名業者選定において、「従業員100名を超える業者」という基準を、「従業員80名を超える業者」に変更し、指名業者を前年の5社から9社に増やすことにより、競争性を確保した。
各種保守管理・保守点検業務	現在でも4契約中3契約が一者随意契約で行われていることから、予定価格の適正な算出は非常に重要である。早急に措置を講じるべきである。	平成22年度の「エレベーター保守管理業」及び「冷温水保守点検業務」の契約において、「建築保全業務積算基準」の歩掛かりにより算出することにより、予定価格の適正化を図った。
衛生害虫等の駆除及び防除業務	本件業務については、指名競争入札の導入により、現在は競争が確保されていると思われるが、本件指摘・意見に対する措置としては放置されている状況である。早急に措置を講じるべきである。	指摘のあった一者随契については、指名競争入札を導入し、競争性を確保している。 当時の契約においては、「建築保全業務積算基準」に歩掛かりがないため、見積書を参考に予定価格の算定を行っており、妥当性を有するものであったと考える。 さらに、当時の見積価格の妥当性を検証するため、県外の類似施設の調査を行っているところであり、引き続き対象を広げるなど必要な情報収集

		に努める。
イベントホール 設備保守管理等 業務	県内の専門業者は限られるとは思われるが、唯一の業者であるとは思われない。随意契約選択の理由としては不十分であり、入札の導入を検討すべきである。	平成22年度の契約において、3社による指名競争入札を導入した。
	2名体制で運用する必要があるのであれば、そのように業務仕様書を改めるべきである。	平成22年度分から、仕様書の記載を「催しのある日については2名が駐在して催しの運用に協力すること」に改めた。
	本件業務は、一者随意契約で永年行われており、見積書の妥当性についての検証の必要性は高い。早急に措置を講じるべきである。	平成22年度の契約において、3社による指名競争入札を導入した。
全館情報提供・ 各館業務システム ソフトウェア 保守業務	現在何らの措置がなされていない。本件業務は一者随意契約であり、予定価格妥当性検証の必要性が高い。早急に措置を講じるべきである。	指摘のあった保守点検業務について、現在は、ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど、適正な事務手続きを経て発注している。指摘時においても、現在の積算方法も同様に「積算資料」（県土整備部で使用）をもとに、文化の森の諸事情を考慮のうえ算定しており、その妥当性は確保されている。さらに、当時の見積価格の妥当性を検証するため、県外の類似施設の調査を行っているところであり、引き続き対象を広げるなど必要な情報収集に努める。
情報システム関 係保守業務等	予定価格について、各年度見直しが行われているが、客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。早急に措置を講じるべきである。	指摘のあった保守点検業務について、現在は、ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど、適正な事務手続きを経て発注している。指摘時においても、現在の積算方法も同様に「積算資料」（県土整備部で使用）をもとに、文化の森の諸事情を考慮のうえ算定しており、その妥当性は確保されている。さらに、当時の見積価格の妥当性を検証するため、県外の類似施設の調査を行っているところであり、引き続き対象を広げるなど必要な情報収集に努める。
措置状況に関する 指摘・意見	外部監査における指摘・意見については、たとえ重複あるいは関連すると思われるものについても県で独自に措置の検討の可否を判断するのではなく、すべて措置の検討対象とし措置の状況の公表をすべきである。	指摘・意見については、全て措置の検討対象とし、措置を公表することとしている。
	指摘・意見については、形式的な対応をするのではなく、指摘・意見の趣旨に沿った形で措置を講じる必要がある。	指摘にあった「警備業務」については、指名業者を5社から13社に増やし、競争性を確保した。
	外部監査の指摘・意見については、速やかに措置を講じるか、あるいは措置を講じる必要がないと判断するのであれば、その理由を付して公表すべきである。	外部監査の指摘・意見については、速やかに措置を講じるか、あるいは措置を講じる必要がないと判断するのであれば、その理由を付して公表する。
	措置を講じたものについては、その公表内容が講じた措置の概要の記載に留まっているため、措置の十分性についての第三者による検証が不可能であるばかりでなく、そもそもその内容の把握すら困難であ	措置を講じたものについては、できるだけ詳細にその内容を記載して公表する。

る。措置を講じたものについての公表は、できる限り詳細にその内容を記載する必要がある。

措置を講じていないものについては、何ら公表がされていないため、措置が不要あるいはできないのか、措置をすべく検討中なのか、検討すら行っていないのかが不明である。地方自治法においては、措置を講じたものの通知、公表についてのみ規定されているが、措置を講じていないものについても、その旨及び措置を講じていない理由を通知、公表するとともに、措置をすべく検討中のものについては、定期的に検討状況を通知、公表すべきである。

措置を講じていないものについても、その旨及び措置を講じていない理由を通知、公表するとともに、措置をすべく検討中のものについては、定期的に検討状況を通知、公表する。